

第7回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年1月12日(火) 午後2時00分から午後2時50分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第2会議室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀 正廣
2番委員	梅野 節子
3番委員	鳥越 孝広
4番委員	中島 照章
5番委員	石橋 祐一
6番委員	藤原 優子
7番委員	伊藤 照子
8番委員	池端 祥久
9番委員	内野 和幸

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について
報告第4号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	堺 三千也
主 査	野田 稔雄
職 員	前田 由紀子

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第7回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、6番委員、7番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局主査を指名したいと思います、よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
では、早速、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、2件の申請がっております。
それでは、説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
共に基盤整備予定地であり、農地集積のための申請でございます。
3条調査書の各項目にも該当せず、許可基準を満たしております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 次に地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。
共に3番委員からお願いします。

3番委員 現地を確認いたしました。が、昨年の水害の影響がみられる場所でした。基盤整備予定地であり、3条調査書のとおりでいずれも問題ないと思います。

議長 それでは審議に入りたいと思います。事前に事務局にはご質問があつていないようですが、改めて皆様からご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 ご意見が無いようですので、審議を終わり採決に入ります。
まず1番案件を許可される方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)

議長 ありがとうございます。
全員賛成で1番案件は許可することに決定いたします。

議長 次に2番案件を許可される方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)

議長 ありがとうございます。
全員賛成で2番案件は許可することに決定いたします。
次は、

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、1件の申請がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料の読み上げ)
 なお、当申請地の北側に隣接する山林と併せて一体利用をされるご予定ですので、山林部分を含む全体計画図の提出が県の要請によりなされております。
 本件について、許可相当か否か、並びに付すべき意見の有無について、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局から説明が終わりました。
次に担当委員の意見を伺いたいと思います。9番委員をお願いします。

議長 今回の場所を詳しくは記憶しておりませんが、ここ数十年原っぱ状態であったと思います。自宅用の野菜を極一部でされていたということですので、農地としての転用申請であります。周辺に特段影響することもないと思われまますので、許可されて構わないと思います。

議長 この件で皆さんから質問はございませんか。
私からですが、事前使用の件の説明を事務局をお願いします。

事務局 はい。本件申請直後に現地調査を行っている際、昨年の災害復旧工事の土砂を仮置き場として搬入されておりました。このため、農地転用許可前であるため、県指導の下、直ちに撤去を要請し、すぐに対応され現在は何もない状態になっております。事前着手となるため始末書の提出をお願いし、提出頂いているところです。

議長 すぐに改善して頂いた訳ですね。

事務局 はい。

議長 他に何かご質問はございませんか。

4番委員 計画図に雨水は自然にとありますが、建設土砂がおいてあるのに大丈夫でしょうか。

事務局 計画図にありますように雨水は、現状通りに自然流下・浸透となっており、県の方からも雨水排水について特段の指導はあっておりません。

当委員会で書類受付時に排水用に水路や溜桝設置の件を質問しましたが、現状と変わらない利用のため、設ける予定はないというご返事があっております。

議長 9番委員どうですか。

9番委員 地図では分かりにくいのですが、緩やかな傾斜地になっております。水田地域でないので、農業用水路もありません。入口近くは県道側に流れますし、奥の方は隣接竹林に流れて行きますので、まとまって流れてくるようなことはないので、雨水の心配はないと思います。計画にあるもの以外が置かれたりするといけなないので、農地パトロールで気を付けなければいかんと思います。

4番委員 分かりました。

9番委員 申請書に書いてあるとおり、もし被害が発生した場合は誠意をもって対応すると明記してありますので、その時には対応して頂かないといかんと思います。

議長 他にございませんか。

議長 いままでのご意見からは、特段の意見を付す内容はないと思いますので、そのことを踏まえ採決に入りたいと思います。

議案第2号は、意見を付すことなく許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成で許可相当することに決定いたします。

議長 続いて

議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 議案第3号については、1件の法人報告がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料の読み上げ)
各要件を満たしているか否か、又は満たさないとされる恐れがある場合は報告を行うか否か、ご審議をお願いいたします。

議長 事務局から説明が終わりました。
ご質問については、事前に事務局までは連絡がないようですが、改めて何かございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、質疑を終わり採決に入りたいと思います。
議案第3号については、要件を満たしていることに賛成の方の挙手をお願いします。
(全委員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で要件を満たしていることに決定いたします。

議長 次に

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 報告第1号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、何かご質問はございますか。
(発言者なし)
それでは、報告1号を終わります。

議長 続いて、

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 報告第2号の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、何かご質問はございますか。
(発言者なし)
無いようですので、報告2号を終わります。

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 報告第3号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、何かご質問はございますか。
(発言者なし)
無いようですので、報告3号を終わります。

報告第4号 非農地証明について

議長 報告第4号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、何かご質問はございますか。
(発言者なし)
無いようですので、報告4号を終わります。

議長 それでは、以上をもちまして、第7回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上